

(府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(趣旨)

府の責務を明らかにしています。

(解説)

府の責務として、総合的かつ計画的に施策を実施することを規定しています。

具体的には、前条に定める基本理念にのっとり、第5条に規定する行動計画に基づき、食品等の生産から流通・消費に至るまで、食の安心・安全を確保するため、関係法令や諸制度の効果的な運用をはじめ、関係機関や団体等との有機的な連携など、総合的かつ計画的に施策を推進することとしています。